

陳情書に対する回答について

拝啓 時下 ますますご清祥のことお喜び申し上げます。

平成28年10月9日と10月14日に送付のありました陳情書につきましては、内容を拝見させて頂きましたが、問題とされている案件につきましては、本県が対応できる立場にありません。

なお、建設産業の健全な振興に向けましては、これまで建設業者の方々に対し、県ホームページや毎年開催しております建設業者研修会において、建設業法をはじめとする法令遵守の啓発等を実施しておりますが、今後とも取り組んで参りますので、御理解と御協力をお願いします。

敬 具

平成28年11月9日

黒木 紹光 様

宮崎県県土整備部管理課